

滋賀県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例について

1 趣旨

滋賀県産業廃棄物税条例（平成15年滋賀県条例第6号）付則第3項の規定に基づく見直しの検討の結果を踏まえ、同条例の一部を改正しようとするもの。

2 概要

現行制度の継続および検討規定の整備

同条例が産業廃棄物の排出抑制・再生利用の推進に寄与している等の理由から、現行制度を継続することとした上で、さらに5年後を目途として、同条例の施行状況、社会情勢の推移を勘案した見直しを検討することとする。（付則第3項関係）

<制度概要>

課税方式	申告納付					
課税客体	県内中間処理施設または県内最終処分場への産業廃棄物の搬入					
税収の使途	産業廃棄物の発生抑制および再生利用その他適正な処理に係る施策に要する費用					
課税標準	産業廃棄物の搬入重量（t）					
納税義務者	排出事業者					
税率	1 tにつき 1, 0 0 0 円					
課税免除	・ 認定再生施設（リサイクル施設）への搬入 ・ 他の課税団体との二重負担調整 等					
免税点	1 事業所あたり 年間 5 0 0 t					
税収推移						
		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
	税収	29, 049千円	36, 052千円	47, 271千円	26, 571千円	24, 588千円
	課税件数	20件	25件	36件	21件	19件

3 施行期日

公布の日

滋賀県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

滋賀県産業廃棄物税条例（平成 15 年滋賀県条例第 6 号）付則第 3 項には、平成 26 年の改正後 5 年を目途として、施行状況、社会経済情勢の推移等を勘案し、必要があると認めるときは検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとするとして規定されており、この規定に基づき所要の検討を行った結果を踏まえて、現行制度を継続し、今後 5 年を目途として再度検討を行うこととするため、滋賀県産業廃棄物税条例の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 滋賀県産業廃棄物税条例について、今後 5 年を目途として検討を行うための規定を設けることとします。（付則関係）
- (2) この条例は、公布の日から施行することとします。

滋賀県産業廃棄物税条例 新旧対照表

旧	新
第1条から第18条まで 省略 付 則 1 および 2 省略 3 知事は、滋賀県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例（平成26年滋賀県条例第36号）の施行後5年を目途として、この条例の施行状況、社会経済情勢の推移等を勘案し、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。	第1条から第18条まで 省略 付 則 1 および 2 省略 3 知事は、滋賀県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例（平成31年滋賀県条例第 号）の施行後5年を目途として、この条例の施行状況、社会経済情勢の推移等を勘案し、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

